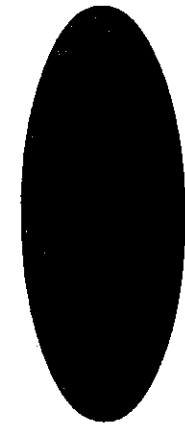


生保裁判連 ニュース

第三号 二〇〇七年五月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(〇七五―二四二―二二四四)



州市の生活保護行政の苛酷さが全国にも有名になりました。

北九州市生活保護問題

全国調査とその後の報告

北九州市社会保険推進協議会
弁護士 高木 健康

1、北九州市の生活保護の実態

北九州市は生活保護行政が極めて厳しいことで有名です。国民の高齢化と格差の拡大による貧困者の増加で、どの自治体でも生活保護受給者は増えています。ところが、北九州市では生活保護の受給率も保護費も減少しています。北九州市では、保護が必要な人に保護をしていないのです。

その方法は、徹底した窓口での追い返しです。生活保護の申請に来た市民に対して、申請用紙を渡さないまま、「働きなさい」「親族の援助がでない証明を持ってきなさい」などと言って追い返して保護申請を諦めさせる「水際作戦」が取られています。

その結果、昨年5月に生活保護を拒否された男性がミイラ化死体で見られる事件が起きました。

2、生活保護問題全国調査

昨年5月の餓死事件により、北九

州市の生活保護を手本にして、全国的にも、北九州市を本にして、生活保護を削ろうとの動きが強まっています。

北九州市の生活保護の実態を調査し改善の道筋を検討するために、昨年10月23日～25日に北九州市生活保護問題実態調査が金沢大学井上英夫教授を団長とする全国調査団によって行われました。

全国調査の2日目は、生活保護一斉申請活動を行いました。全国で生活保護問題に取り組んでいる弁護士・司法書士・専門家などが付き添って、北九州市の7区全部の福祉事務所に生活保護申請を行いました。一人で行けば追い返すだけの窓口担当者も25名全員について生活保護申請を受理し、20名が保護開始となりました。これまで何度も申請したが受け付けられなかった人も多くいました。今回の取り組みがなければ、こんなに多くの人の保護開始はなかったと思われ、大きな成果があったと考えています。

3、全国調査後の北九州での取り組み

全国調査では、北九州市内の弁護士や司法書士、またケースワーカーなど

の専門家が取り組みに参加しました。北九州市社協には、全国調査の後も生活保護についての相談の電話が続き、北九州市社協では、相談に対応するとともに、2ヶ月に1度の電話による生活保護110番をすることにしました。

1月の110番には5人の相談があり3人の保護申請の援助をしました。3月の相談では宣伝に力をいれテレビで放映してもらった結果、50件の電話がありました。そのうち25名は生活保護の申請をしたいというものでした。その皆さん方には、担当の弁護士を振り分けて、申請の援助体制を取っています。

また、5月23日は門司の餓死事件から1年になるので、これに合わせて5月18日に集会を開き、5月23日には生活保護110番を行う計画です。

北九州市では、2月の市長選挙で門司餓死事件について再調査を約束した候補が当選しました。新市長は、登庁の2日目に門司餓死事件の現場に行き、花をささげました。また、新市長は、門司餓死事件についての調査委員会設立の準備をしています。これは、全国調査の大きな成果です。この流れを頓挫させないように、頑張りたいと思います。



障害年金収入認定等取消訴訟

(野田事件)、最高裁へ！
弁護士 舟木 浩

1 事案の概要

以前ご報告した野田事件の続報です。残念ながら、地裁の判決に続いて高裁でも不当判決が言い渡されました。まず事件の概要を簡単に振り返ります。

野田さんは、腰椎椎間板ヘルニア、坐骨神経障害、頸椎症による右上肢及び両下肢機能障害により下半身が不自由なため、移動には車椅子が必要不可欠です。医師から就労不能と診断され、生活保護を受けています。内臓に電極を2つ入れており、毎日、外部操作で電気を流して、神経障害による痛みを和らげています。利き手である右手の握力は、ほとんどありません。野田さんは、大学の生涯学習講座に参加したり、ボランティア活動に参加したりして、人との出会いや交流を生きがいにしています。そんな野田さんが、2001年5月10日に障害基礎年金の支給決定を受け、同年1月に遡って年金の交付を受けることになりました。福祉事務所は、障害基礎年金を収入として認定し、保護費から年金の月額分6万7016円を減額しました(変更決定)。また、その間に受給していた保護費が過払いであったとして、生活保護法63条に基づき、過払い金額の全額返還を求めてきました(返還決定)。野田さんは、2003年5月、2つの処分が違憲・違法であると主張し、京都地方裁判所に提訴しました。

2 本件の争点

(1) 変更決定について

障害者基本法1条は、障害者の社会参加の促進を明確に述べています。車椅子を利用する重度の身体障害者は移動交通費の増加が避けられません。一般の障害者が障害基礎年金を受け取る場合、年金をこれに充てることができません。年金には社会参加を通じた自立助長や福祉増進の意義が含まれていると言ふべきです。厚生事務次官通知は、「心身障害児(者)、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8,000円以内の額(月額)」については収入認定する必要がないことを明示しています。年金についても、少なくともこの金額と同額が収入認定の対象外とされるべきです。しかし、実際には、生活保護を利用する障害者の場合、年金の全額が収入として認定されてしまいます。生活保護でも障害者に対する加算が認められています。その金額は、社会参加に伴う支出の増加を埋め合わせるものではありません。年金の全額を収入認定した変更決定は、人との出会いや交流を生きがいとする野田さんの社会参加を無視したものです。

(2) 返還決定について
生活保護法63条による返還につ

いて、法は、その返還すべき額を「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」としています。これは、保護利用者の自立を図る見地から必要な物品の購入を認め、その分の控除を認める趣旨です。野田さんは居室に室内用の車椅子がなく室内を横ばいで移動していません。トイレには手すりもありませんでした。右手の握力がほとんどないため自力で拭き取るのが大変であるにもかかわらず、洗浄機能付きの便座もありませんでした。マンション出入口の段差を解消するための処置も取られていませんでした。本来、これらの物品等の購入費相当分について控除がなされるべきでした。しかし、行政は、電子レンジと洗濯機の購入費相当分のみ控除を認めただけで、むしろ野田さんに対し「あれもこれもはあかんで。」などと述べて、野田さんが要望を出すことさえ封じたのです。

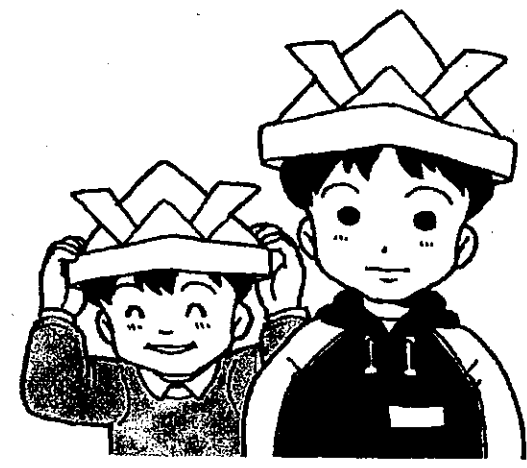
3 大阪高等裁判所でも不当判決
(1) 2005年10月20日、京都地方裁判所で敗訴判決が言い渡されました。その内容は、重度障害者の生活実態についての理解や想像力を欠いた不当な判決と言わざるを得ませんでした。そこで、野田さんは、同月27日、大阪高等裁判所に控訴しました。控訴審では、弁護団を2名から4名に増

員し、学者の先生と勉強会を実施して議論を深めました。その後、京都市内在住の障害者の方々4名から聴き取り調査を実施し、その報告書を書証として提出するなどの訴訟活動を展開しました。そして、2006年10月10日、控訴審が結審しました。しかし、同年12月21日、大阪高等裁判所は控訴棄却の判決を言い渡したのです。その内容は、地裁の判決を更に後退させるものでした。

(2) まず、変更決定に関しては、障害基礎年金の性質について「稼得者の障害という稼得能力の減少、喪失に伴う所得の減少、喪失を補うために支給されるものであることは明らかである」として、全額の収入認定を是認しました。また、現在の障害者加算について、「京都市では、障害者に対する市バスや地下鉄等の無料及び割引制度、タクシー料金の割引制度等が整備されている」、「障害等級2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者については、タクシー料金の助成を受けることができる」といった諸事情を併せ考え、憲法25条及び生活保護法の趣旨、目的に反するものであるということではできないと判断しました。しかし、所得保障という一面のみから収入認定を認めることは、

障害基礎年金が有する実質的な意義を無視した不当なものです。また、障害者加算に関する判断についても、生活実態を無視した判断と言わざるを得ません。京都市の公共交通機関はバリアフリーが不十分であり、野田さんにとって利用できる状態ではありませんでした。そして、野田さんは、タクシー料金の割引や助成を利用してもタクシー料金の負担が重くて食費を削っていたのです。

(3) また、返還決定に関しては、地裁が福祉事務所の対応について「不親切で不相当なものであった」と認定していた部分を敢えて削ったうえ、「食事、着替え、排泄等、身の回りのことは独りで行うことが可能」、「室内用車いす、トイレの手すり、正面入口の段差解消設備、洗浄機能付き便座、パソコン及びファクシミリ機についても、控訴人が設置や購入等を希望するようなことはなかった」などと述べて、裁量権の逸脱・濫用はないとしました。しかし、「できていた・できていなかった」の二者択一による判断手法には、そのために費やす労力やそれに伴う危険性が全く考慮されておらず、障害者が障害ゆえに抱えている生活上の苦勞の多くが切り捨てられていると言わざるを得ません。また、野田さんが積極的に具体的な品目をあげて控除を求めていることが強調す



友人宅を転々とする困窮者の

「世帯認定」で勝利判決！

司法書士 後閑 一博

申請できない

○さんは、それまで都内で生活保護を受給していたが、平成16年3月頃より、友人が経営する飲食店を手伝うようになり、帰宅できない日は、友人宅に泊まることが多くなったので、千葉市内への転宅を希望し、公団へ申込むなどして、都内福祉事務所に相談したが認められず、結局、居住の実態がないとの理由で平成16年7月1日廃止された。したがって、直ちに生活は困窮し、平成16年7月7日には、福祉事務所に相談に行っていたが、友人宅を生活の場としていたため、「引越してから来るよう。」など言われ、申請することができなかつた。

入見込も途絶えていた。まだ、食料は米などの現物があつたが、持病やストレスを起因とした体調不良となり、何度も病院に行きたいと福祉に連絡したが、国民健康保険で診療するように言われるだけだった。耐えかねて直接病院に行つて、病院から福祉事務所に照会してもらつたこともあつたが、治療を受けることができなかつた。

「同居人との生活実態において、申請者本人を単身者として生活保護を適用することが適当でないため、本申請は却下する。」との理由で、却下されたのは、平成16年9月8日である。そして、同年7月1日まで都内で生活保護を受給していた○さんに対し、法定期間を経過した理由として、「関係先調査に日時を要したため」とあるだけである。

「同居人との生活実態において、申請者本人を単身者として生活保護を適用することが適当でないため、本申請は却下する。」との理由で、却下されたのは、平成16年9月8日である。そして、同年7月1日まで都内で生活保護を受給していた○さんに対し、法定期間を経過した理由として、「関係先調査に日時を要したため」とあるだけである。

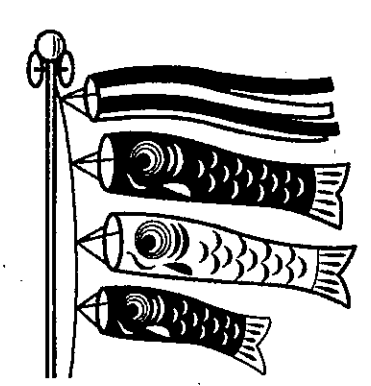
同年7月26日つてをさかのぼつて私に連絡をもらったため、直ちに福祉事務所に連絡し、「とにかく申請は受理するよう。」伝え、○さんには、「相談ではなく申請である。」ことを助言したが、何度福祉事務所にしても申請することができなかつた。結局、申請ができたのは、支援者(司法書士)同行した8月10日である。

○さんは、却下決定を受け取つた9月10日、直ちに再申請を請求したが、それも、受理は9月13日であり、開始決定は、10月12日であつた。

数のうち、実施に保護をはじめた割合が最低なのが、北九州市の14.6%で、最高は千葉市の69.7%だつた。」とのことである。この数字は、本件と同年度のものであり、保護が開始された本件も最高のなかに含まれていることになる。

これに対し、処分庁は、同一世帯を構成しないとの主張には触れず、同一世帯であることを判断したうえで、○さんが女性であり、友人が男性であることに着眼し、内縁関係にあり生活保持義務関係にあるものと認定して、実施要領を排除し、その友人が要保護状態にあることを知りながら、友人に対する扶養の活用を怠つたことが認められ、処分は適法であると弁明した。

生存権訴訟について
京都訴訟弁護団
弁護士 吉田雄大
1 老齡加算・母子加算とは
老齡加算とは、概要、70歳以上の高齢者を対象に、生活保護費に月額17,930円(京都市、2004年3月当時)が上乗せされる制度です。また、母子加算は、ひとり親などの保護世帯に支給される生活費で、子ども1人の母子家庭であれば、かつては23,260円(京都市、2005年3月当時)が支給されていきました。
老齡加算や母子加算は、法9条に定める「必要即応の原則」に基づき支給されてきました。中央社会による1980年12月「中間とりまとめ」では、老齡加算については、「老齡者は咀嚼力が弱いため、他の年齢層に比し消化吸収がよく良質な食品を必要とする」とともに、肉体的条件から暖房費、被服費、保健衛生費等に特別な配慮を必要とし、また、近隣、知人、親戚等への訪問や墓参など



の社会的費用が他の年齢層に比し余分に必要となる」と、母子加算については、「母子については、配偶者に欠けた状態にある者が養育しなければならぬことに対応して、通常以上の労作に伴う増加エネルギーの補填、社会参加に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担をもつ児童の健全な育成を図るための費用などが余分に必要となる」として、それぞれ必要性が確認されてきました。

このようにして、70歳以上の高齢者やひとり親世帯の最低生活が、それぞれ老齢加算・母子加算が支給されることによって辛うじて保障されていたのです。

2 生存権訴訟の提訴
しかし、2004年4月以降、老齢加算については段階的削減がなされ、2006年4月にはついに全廃されてしまいました。

また、母子加算についても、2005年度以降、15歳以上の子を持つ世帯について、段階的な削減廃止が行われました。

その結果、高齢者世帯、ひとり親世帯の生存が脅かされることになりました。たとえば京都の原告を例にとると、

・15年ほど前に買った傷物のジャンパーを大事に着続ける、靴は地域振興券で購入、タイムサービスを待つて買物へ（松島松太郎さん、老齢加算）
・息子に服や靴も買ってあげられない、小さい頃から旅行に連れて行ってあげられない、家での食事も「質より

量」で焼きそば、定時制高校に通い始めた息子の給食費（1か月1万8000円）を支払えない（辰井絹恵さん、母子加算）
等といった具合です。

こうした生活保護基準の切下げに対し、取消を求め、京都を皮切りに全国各地で訴訟が提起されたのが、生存権訴訟です。

2007年2月末現在、全国6箇所の裁判所（京都地裁、秋田地裁、広島地裁、新潟地裁、福岡地裁、東京地裁）で、合計81名の方々が裁判を闘っています。その後も、青森、兵庫などで続々提訴が予定されています。

3 訴訟の到達
いわゆる社会福祉基礎構造改革を経て、2003年6月の財政制度審議会、さらには「骨太の方針2003」などは、加算見直しの結論を予め示していました。老齢加算・母子加算についての具体的検討については「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」において行われましたが、結論先にありきの政治的背景によつて専門委員会での議論内容は大きく歪曲されたのです。

本来生活保護法による給付は、保護利用者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するものでなければならず、その基準が、健康で文化的な最低限度の生活を満たす内容でなければ憲法25条に違反することになるのは当然です。そして、法8条1項の示すとおり、最低限度の生活

は、「要保護者の需要」に基づいて定めなければなりません。しかしながら、専門委員会が出した「中間取りまとめ」及び最終「報告書」は、いわゆる漏給層の存在を無視して貧困層同士の消費実態を比較していること、母子世帯全体が低収入（一般世帯の4割以下）に喘いでいる現状に目をつぶっていること、老齢加算では単身高齢者の生活実態に照らし、1類費の増額と加算の見直しを合わせて行うべきとの意見が出されていたこと等、問題点は枚挙にいとまがありません。さらに、国は専門委員会が示した見直しの条件すら無視して、基準切り下げを強行しているのです。

現在京都訴訟弁護団では、原告の生活実態を書面、写真、家計簿などあらゆる方法を用いて裁判所に伝える工夫を行っています。また、裁判所に原告の生活実態を知って貰うべく、検証申立も行いました。

いよいよ2007年には、証拠調べを経て、訴訟は山場を迎える見込みです。皆さまの絶大な支援を宜しくお願いいたします。



次回総会は、高松市で開催！

生活保護法改正が検討されている中、北九州市と並んで、福祉事務所に警察官を配置し、北九州市と並んで、全国でも「適正化」（という名の切り捨て）を強引に進めてきた高松市で今年は開催します。生活保護をめぐる格差、貧困の拡大のもとで、大きな焦点となっています。利用しやすい生活保護にするにはどうしたらいいか、生活保護法はどう改正されるべきか、ともに考えましょう。

- 9月23日（日）香川県社会福祉総合センター
 - 記念講演 後藤道夫さん（都留文科大学教授）
- 『ワーキングプアと生活保護改革を考える』（仮題）